

議案第 148 号

伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 9 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年伊賀市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 59 条の 3 第 1 項第 3 号中「利用者」の次に「(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)第 5 条による改正前の法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第 1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第 1 号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

8 指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第 1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市長の定める当該第 1 号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第59条の5に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市長の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。